

安全方針

つばめタクシー株式会社の安全方針は、輸送の安全と、車両の点検が運送事業者としての社会的使命だと深く認識し、全従業員に意識の高揚を図り、運輸安全マネジメント体制の確立と継続的な改善と推進に努め、以下の安全方針の周知徹底を行う。

1. 社長及び統括安全管理者は輸送の安全と車両点検整備は運輸事業の根幹であることを深く認識し、その認識を全従業員に徹底させる主導的役割を果たします。
2. 運輸安全マネジメントを確実に実施し、全従業員が一丸となって輸送の安全向上に努めます。
3. 輸送の安全に関する情報を積極的に開示します。
4. 全社員が協力して安全サイクル（P・D・C・A）を回して、運輸安全マネジメントの継続的な見直しと改善に努めます。

重点施策

重点施策は以下の通りです。

1. 安全意識の高揚の徹底を図り、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を順守すること。
2. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講ずること。
3. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを的確に実施すること。
4. 経営方針の安全方針も併せて実施すること。

輸送の安全目標

1. 事故削減目標

令和2年	目標	重大事故0件
		交通事故0件
		物損事故0件
		自損事故0件

令和1年	実績	重大事故0件
		交通事故0件
		物損事故0件
		自損事故0件

※重大事故は自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。

※交通事故は重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう（物損・自損は件数に含まない）

2. 関係法令及び社内規定の遵守を確保

3. 輸送の安全に関する投資額（予算）

①教育関係

安全教育（各種診断費含む） 15万円

従業員表彰 5万円

②設備機器等関係費

デジタコ装着費 20万円

車内除菌器機 50万円

4. 内部監査

安全を管理する規定の遵守状況は、内部監査を1回以上実施し、必要に応じて是正措置または予防措置を講じます。

5. 情報連絡体制の確立

安全運行会議を毎月1回以上開催し、情報を共有します。

6. 輸送の安全に関する安全教育の実施計画

指導審議会 毎月25日

KYT 訓練 2ヵ月に1回実施（第三水曜日）

7. 感染症対策に関する指導

車内除菌に関する器機の導入をはじめ乗車前・乗車後の車内除菌による感染症対策への意識の醸成を行い安心してご乗車頂ける環境の維持管理を行います。

令和2年4月1日
つばめタクシー株式会社
代表取締役 北 昌二郎

安 全 管 理 規 程

<安全マネジメント>

つばめタクシー株式会社

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二
条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安
全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸

送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

- 2 社長以下全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による（別

紙参照）。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる（別紙参照）。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速や

かに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の

安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 当社の一般貸切旅客自動車運送事業については前項に加え、事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車に係る情報を、国土交通大臣に対して電磁気的方法により報告を行うとともに、国で公表される報告事項のほかに利用者にとって有用であると考えられる情報についても積極的に、同じく外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置

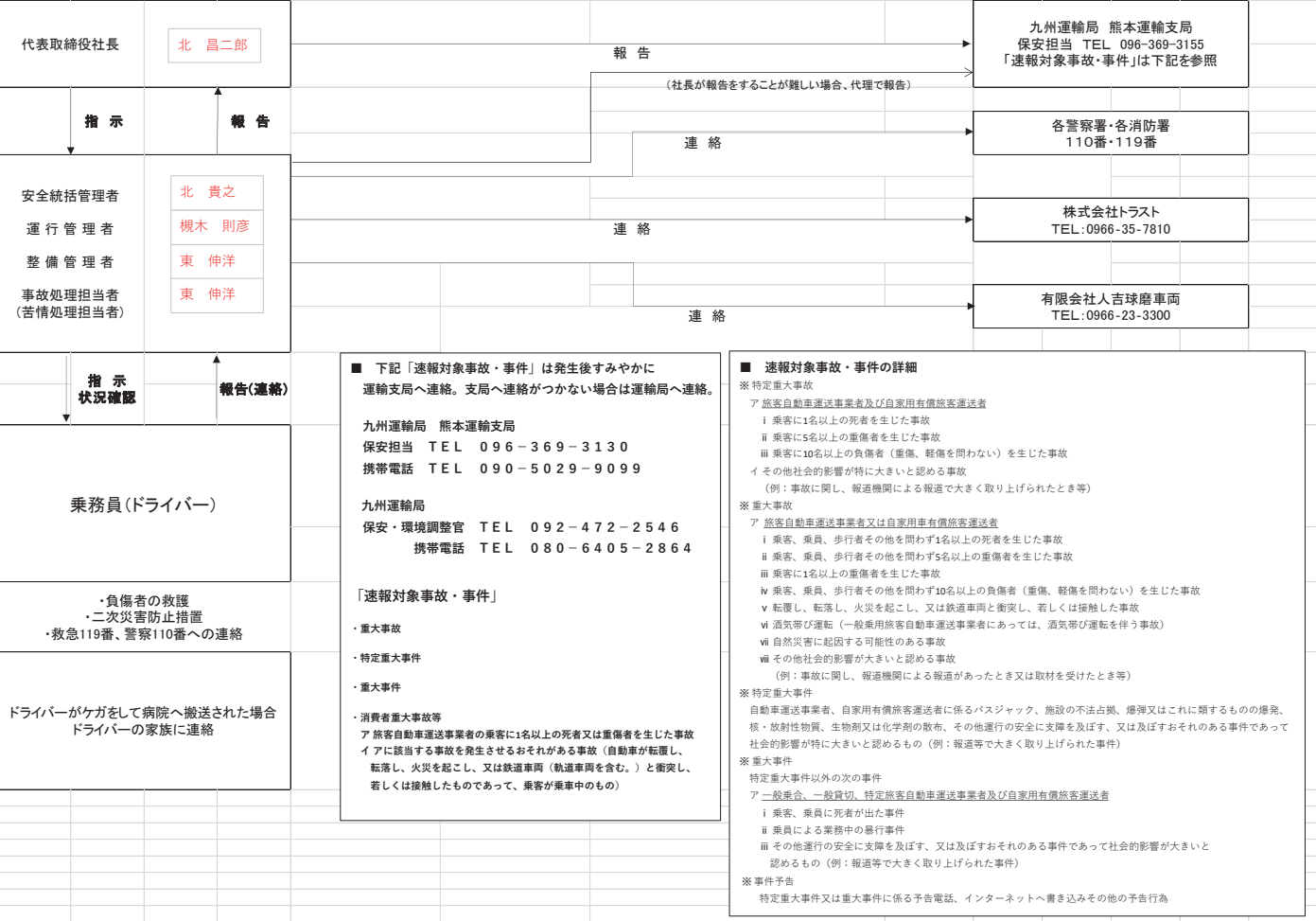
又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める（別紙参照）。

附 則（実施の時期）

- 1、本規定は、令和2年5月28日から実施する

事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図



乗務員教育記録簿

つばめタクシー株式会社 (タクシー・貸切・福祉)

検 印	社長	運行管理者
		

実施年月日 2020年5月1日

時 間 15:00~16:00

場 所 中林営業所会議室

実 施 者 北 貴之

営 業 所 名 中林営業所

(1) 事業用自動車の運行及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
座学と実技 (写真)

参加者名	出席印	欠席者名	フォロー日	備考
山北 一郎				
淵田長次郎				
永田 裕子				
高村 健一				
黒木 繁幸				
久保田 駿				
山本 正勝				

2019 年度乗務員教育計画予定表

	全体教育	予定	指導
年 4月	① 1、事業用自動車を運転する場合の心構え {事業用自動車の公共性と重要性、運行の安全確保、他の運転者の模範となる安全でマナーの良い運転の心構えを指導} ② 春の全国交通安全運動について（重点実施事項の周知）	4/18	
5月	① 2、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 {道路運送法、道路交通法等の理解及び遵守すべきポイントの指導}	5/16	
6月	① 4、乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 {車内事故防止対策として事例を基にヒヤリ・ハット研修、シートベルト着用の徹底} ② 梅雨期の安全運転について {適切な車間距離の確保・異常気象時の対応}	6/20	
7月	① 5、旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 {乗降口の扉の開閉時における事故防止等の指導} ② 広島県夏の交通安全運動について（重点実施事項の周知）	7/18	
8月	① 6、主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 {路線又は運行経路の交通状況の把握}	8/8	
9月	① 11、安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 {安全性の向上を図るための装置に係わる事故の事例説明、装置の性能及び留意点の指導} ② 秋の全国交通安全運動について（重点実施事項の周知）	9/19	
10月	① 8、運転者の運転適性に応じた安全運転 {適性診断の結果に基づく個々の運転者の特性を自覚させる指導} また労基法・改善基準等の説明	10/17	
11月	① 7、危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 {危険予知訓練の実施及び危険回避の方法の周知並びに事故発生時、災害発生時における対応方法の指導} ② 過労運転防止とサービス向上について {睡眠不足による過労運転防止及び接客態度について}	10/17	
12月	① 10、健康管理の重要性 {疾病に起因する交通事故事例の説明及び定期健康診断等による生活習慣病の改善を図る指導} ② 年末年始輸送安全総点検について（重点実施項目の周知）	1/16	
〇〇年 1月	① 9、交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 {過労、睡眠不足、飲酒、慣れ、過信運転等交通事故の要因となる状態を理解させるための指導}	1/16	
2月	① 12、ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転の指導 ② 13、ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	2/20	
3月	① 3、事業用自動車の構造上の特性 {車高、車長、車幅、死角、内輪差及び制動距離等の確認} {車両火災の予防運動} ② 14、非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導	3/19	

2020 年度乗務員教育計画予定表

	全体教育	予定	指導
年 4月	① 1、事業用自動車を運転する場合の心構え {事業用自動車の公共性と重要性、運行の安全確保、他の運転者の模範となる安全でマナーの良い運転の心構えを指導} ② 春の全国交通安全運動について（重点実施事項の周知）	4/16 (木)	
5月	① 2、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 {道路運送法、道路交通法等の理解及び遵守すべきポイントの指導}	5/1 (金)	
6月	① 4、乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 {車内事故防止対策として事例を基にヒヤリ・ハット研修、シートベルト着用の徹底} ② 梅雨期の安全運転について {適切な車間距離の確保・異常気象時の対応}	6/18 (木)	
7月			
8月	① 6、主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 {路線又は運行経路の交通状況の把握}	7/16	
9月	① 11、安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 {安全性の向上を図るための装置に係わる事故の事例説明、装置の性能及び留意点の指導} ② 秋の全国交通安全運動について（重点実施事項の周知）	9/17 (木)	
10月	① 8、運転者の運転適性に応じた安全運転 {適性診断の結果に基づく個々の運転者の特性を自覚させる指導} また労基法・改善基準等の説明	10/15 (木)	
11月	① 7、危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 {危険予知訓練の実施及び危険回避の方法の周知並びに事故発生時、災害発生時における対応方法の指導} ② 過労運転防止とサービス向上について {睡眠不足による過労運転防止及び接客態度について}	10/15 (木)	
12月	① 10、健康管理の重要性 {疾病に起因する交通事故事例の説明及び定期健康診断等による生活習慣病の改善を図る指導} ② 年末年始輸送安全総点検について（重点実施項目の周知）	12/17 (木)	
〇〇年 1月	① 9、交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 {過労、睡眠不足、飲酒、慣れ、過信運転等交通事故の要因となる状態を理解させるための指導}	2/18	
2月	① 12、ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転の指導 ② 13、ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	2/18 (木)	
3月	① 3、事業用自動車の構造上の特性 {車高、車長、車幅、死角、内輪差及び制動距離等の確認} {車両火災の予防運動} ② 14、非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導	3/18 (木)	

つばめタクシー株式会社

運輸安全マネジメント

【輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置】

1. 輸送の安全のために講じた措置

- 全車両へのドライブレコーダーとデジタルタコグラフを導入しました。
- 衝突被害軽減ブレーキなどを装着した先進安全自動車（ASV）を2台導入し、合計23台へ拡充しました。
- デジタルタコグラフのデータを活用した教育を行っております。
- デジタルタコグラフのデータに基づいた優良運転手ランキングを毎月作成し、法定速度遵守の徹底を図りました。
- ヒヤリハット情報・事故情報の収集と共有を行いました。
- 自動車事故対策機構の講師による講習会を実施し、バス事業部の全社員41名が受講しました。
- 救命講習（救命入門コース）を実施し、16名が受講しました。
- 自動車安全運転センター 中央研修所での研修に2名が参加しました。
- 車両火災を想定した緊急時避難訓練（乗客の避難誘導・非常口の開け方と使用方法・消火器の使用方法和消火作業）を実施し、23名が参加しました。
- 一般診断・適齢診断を法令よりも厳しい社内規定を設け、診断結果を基に教育・指導を行っております。
- 定期的な健康診断（半年に1度）の受診と、年に1度、脳ドックを受診しています。また、健康診断の結果に基づいた健康管理指導を実施しています。
- 運輸安全マネジメントセミナーを2名が受講しました。
- 自動車安全運転センターの優秀安全運転事業所 銀賞を受賞しました。

2. 輸送の安全のために講じようとする措置

① 健康管理について

- 定期的な健康診断・脳ドックの実施と健康状態の把握と管理・指導を行って参ります。
- 睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査を全運転者を対象に実施します。

② 運転者の研修について

- 定期的な適性診断の受診と診断結果に基づく教育と指導を行って参ります。
- ヒヤリハットの収集強化を行い、日頃から安全への意識を高めて参ります。
- 緊急時避難訓練を実施し、緊急時の対応力の強化を図ります。

③ 社内規定の遵守と厳正な点呼の実施

- 内部監査における指導項目ゼロ達成。
- 疲労・疾病・睡眠の状況の確認とアルコール検出者ゼロ達成。

④ 遠隔地における中間点呼について

- 社内規定に基づき、遠地運行における中間点呼の実施。

⑤ 外部機関での実技研修について

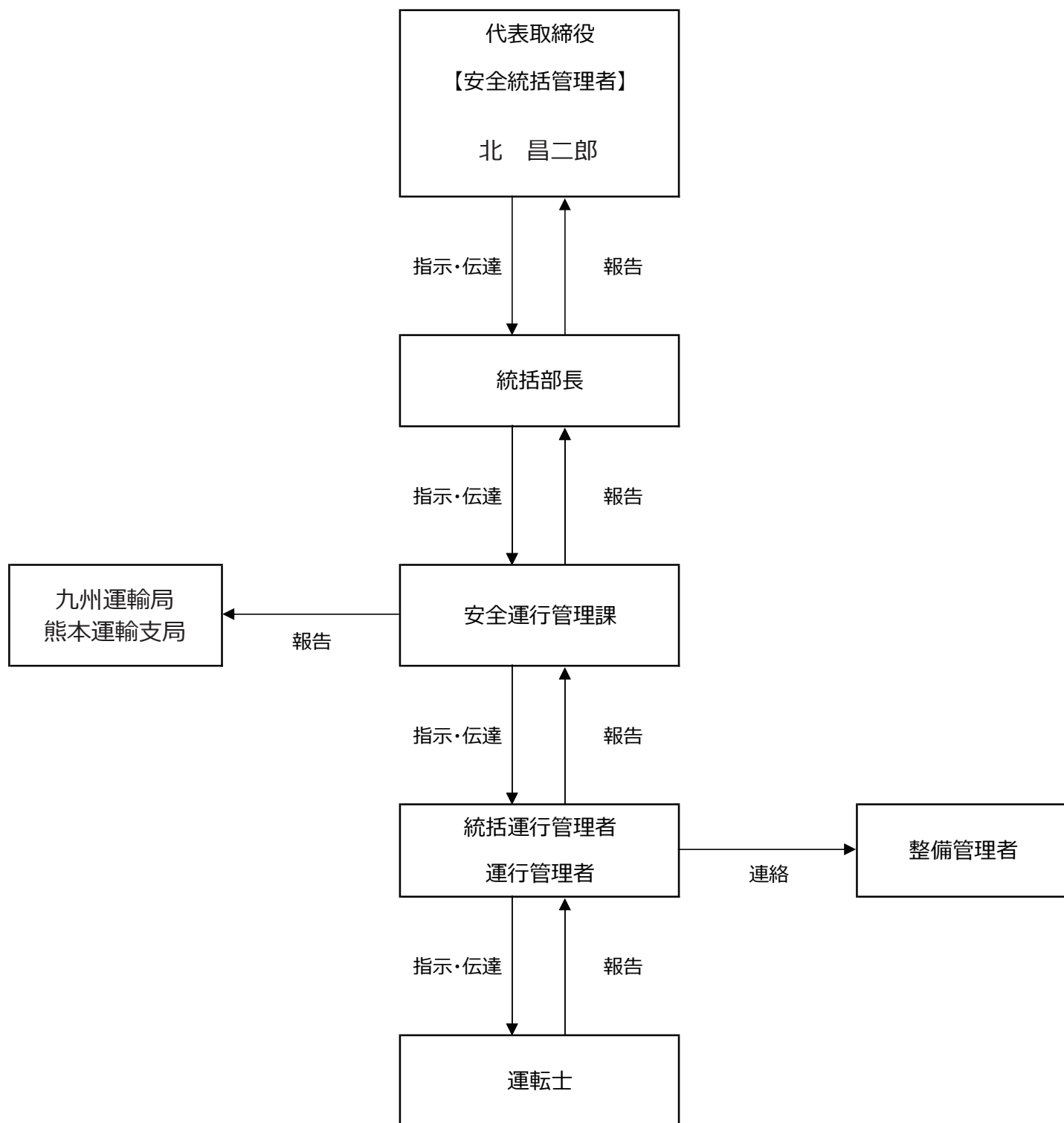
- 自動車安全運転センター 中央研修所での運転技術の習得と安全運転教育者の育成と技術向上に努めて参ります。

⑥ 安全に係わる投資について

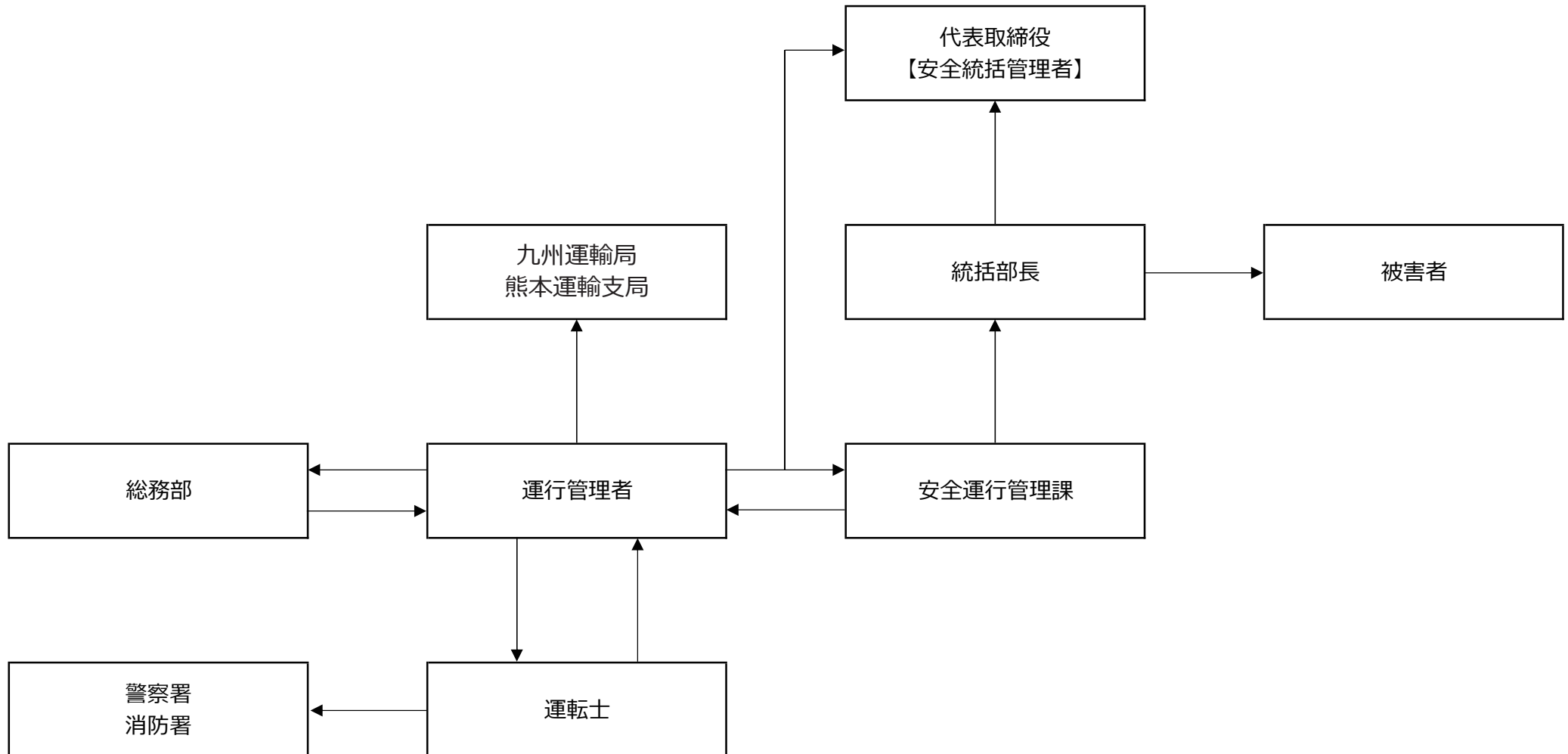
- | | |
|------------------|----------|
| ● 車両・設備・システムの導入等 | 60,000千円 |
| ● 教育・訓練等 | 500千円 |
| ● その他健康管理等 | 1,800千円 |

【輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制】

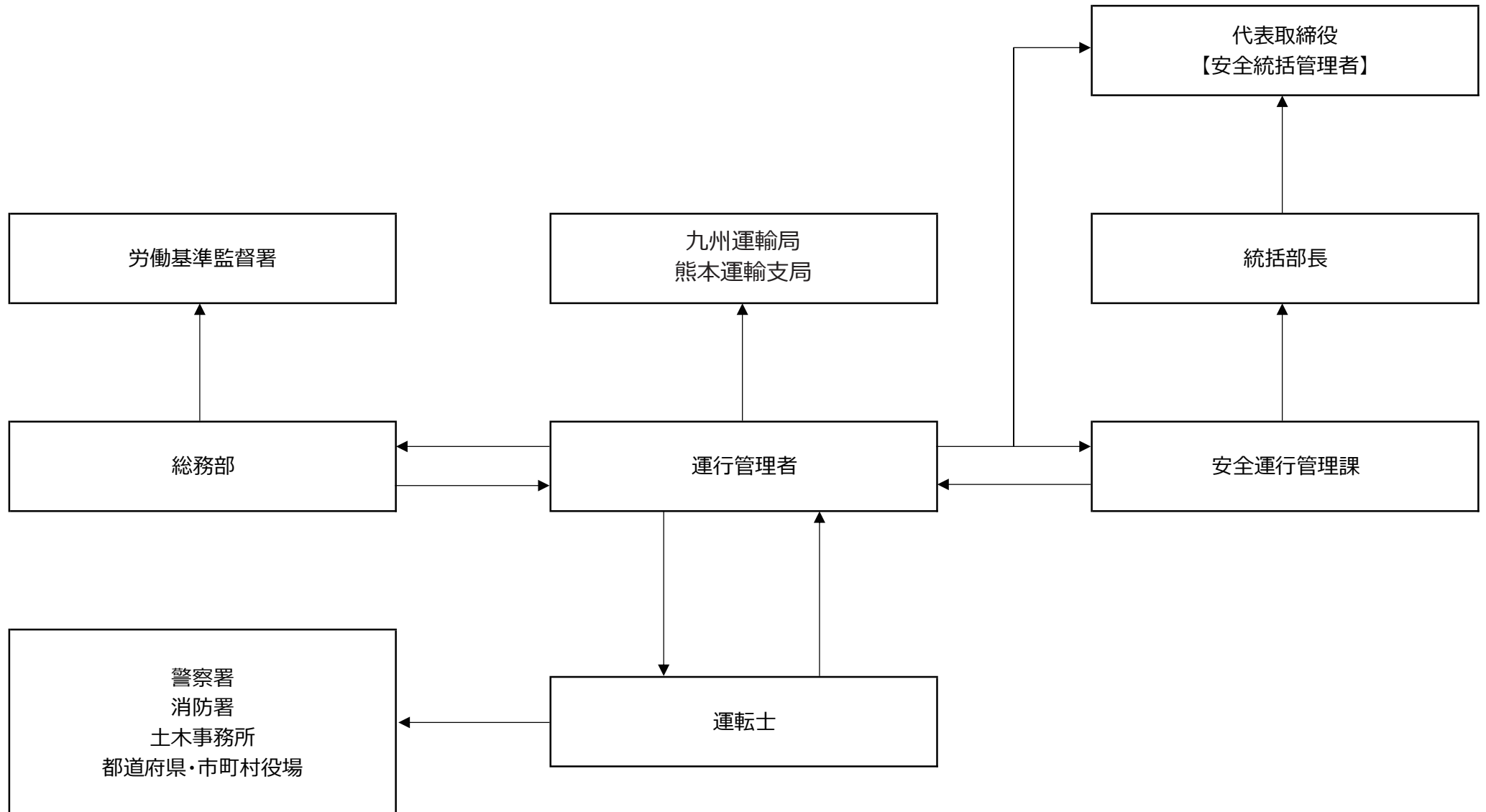
輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統表



重大事故に関する速報連絡系統表



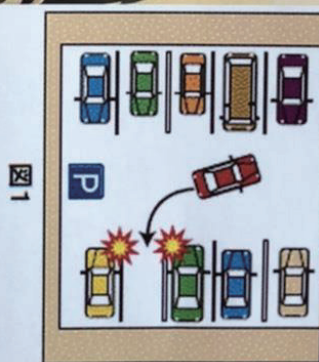
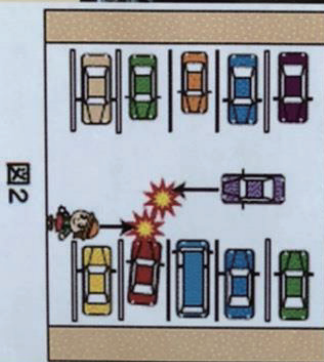
非常事態・災害等発生時に関する速報連絡系統表



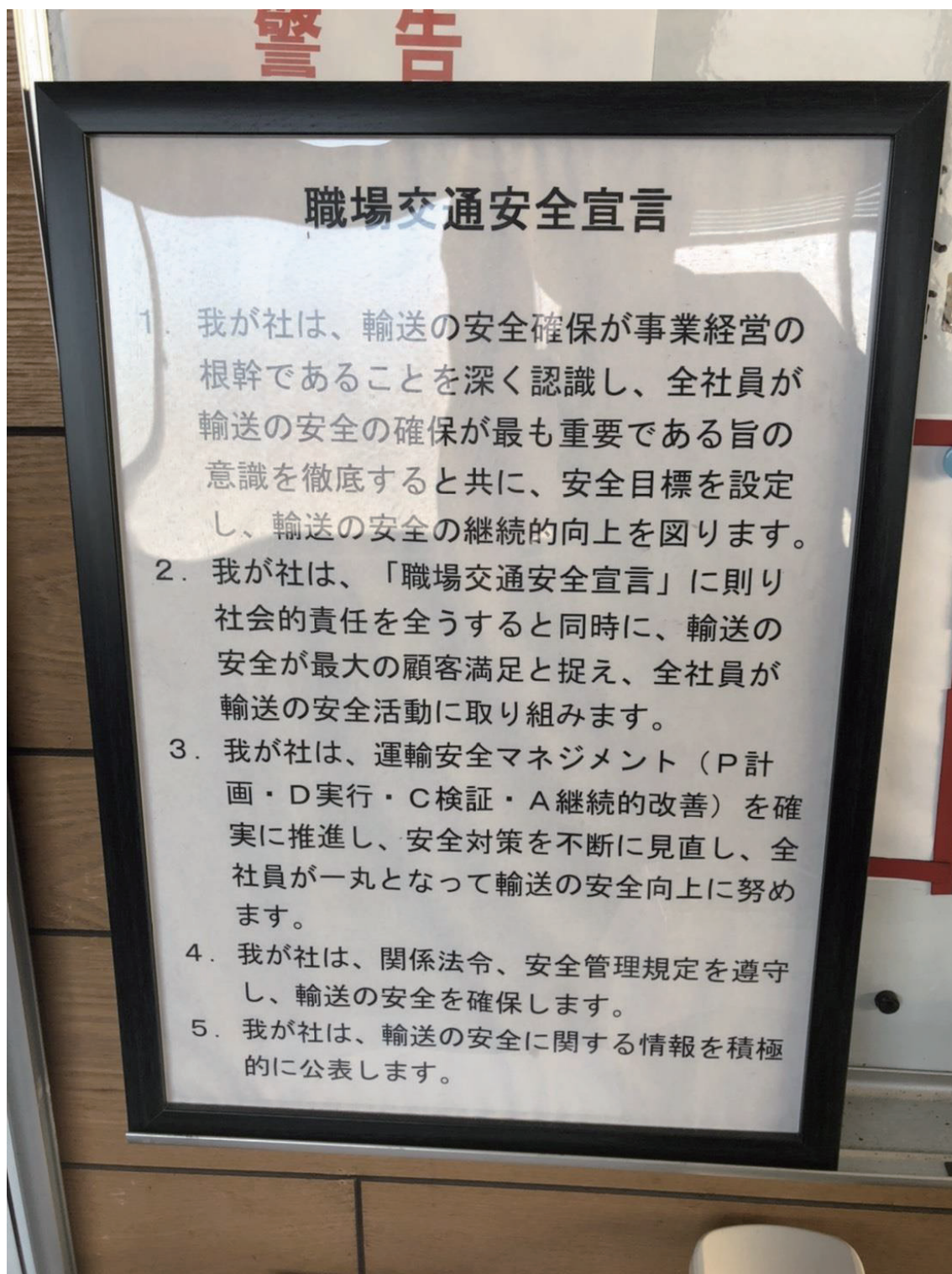
駐車時の注意！！

まず確認！

それから動作！



■点呼時の安全宣言唱和



社内掲示物



業務通達

スクールタクシー、乗合タクシー の運行について

人吉市からの業務委託事業のスクールタクシー、乗合タクシーでの事故やトラブルを防止するために次の点について厳守するように。

1. スピードを出さない
2. 自動ドアを使用しない
3. 乗り降りは補助に入る。ドア開けサービスをする。

社長